

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	諸経費	当該工事における共通仮設费率および現場管理费率は、「補正無し」でしょうか。補正有りの場合、補正の適用する施工地域区分は、「一般交通影響有り(1)」、「一般交通影響有り(2)」のいずれでお考えでしょうか。	特記仕様書1-6に示すとおり、本工事については一般交通影響はないものとお考えください。そのため、共通仮設费率および現場管理费率は、「補正無し」です。
2	工事車両泥落し装置	工事車両泥落し装置の設置箇所には、敷鉄板の設置を要すると考えられますが、割掛対象表の工事車両泥落し装置費には、装置設置箇所に用いる敷鉄板の賃料、運搬費及び設置・撤去費も含んで計上されていると考えてよろしいでしょうか。また、敷鉄板の費用も計上されている場合には、敷鉄板の設置数量及び鉄板の寸法を提示していただけないでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。従いまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	支給材料	特記仕様書16-1にて、支給材料についての提示されております。また、これらに関する項目は「率計上工事に関する事項」の項目となっております。間接工事費の算定を行うにあたり、支給材料費は、間接工事費算定の対象として考えるのでしょうか。それとも、「率計上工事に関する事項」の対象である場合、当初計上の間接工事費の算定を行うにあたり、支給材料費は、間接工事費算定の対象とはしないと考えるのでしょうか。	率計上工事に関する事項のため、支給材料費は間接工事費算定の対象ではありません。
4	瀝青材散布	特記仕様書26-5-4瀝青材散布港として、タックコートDで使用するPKM-T-Qの標準使用量(0.8 ℥/m ²)と記載されています。タックコートの散布量として多いように思われますが、特記仕様書どおりPKM-T-Qの標準散布量は(0.8 ℥/m ²)にてよろしいでしょうか。	特記仕様書26-5-4に示すとおり、PKM-T-Qの標準散布量は0.8 ℥/m ² となります。